

公務員の義務等

○公務員在職中課される具体的な義務

- ① 服務の宣誓（国家公務員法 97 条）
- ② 法令及び上司の命令服従義務（98 条 1 項）
- ③ 争議行為の禁止（98 条 2 項）
- ④ 信用失墜行為の禁止（99 条）
- ⑤ 秘密保持義務（100 条 1 項）
- ⑥ 職務専念義務（101 条 1 項）
- ⑦ 政治的行為の制限（102 条）
- ⑧ 私企業への関与制限（103 条）
- ⑨ 他の事業又は事務の関与制限（104 条）
- ⑩ 警察職員等の団結権の制限（108 条の 2 第 5 項）
- ⑪ 団体協約締結権の制限（108 条の 5 第 2 項）

○公務員を離れた後も課される義務

- ・ 秘密保持義務（100 条 1 項）：終身
- ・ 再就職の制限（103 条 2 項）：離職後 2 年間
- （・ 信用失墜行為の禁止義務）

○刑事罰

- | | | |
|----------------|---|---------------------------|
| ・ 秘密保持義務 | } | 1 年以下の懲役又は 3 万円以下
の罰金 |
| ・ 再就職の制限 | | |
| ・ 争議行為の禁止 | } | 3 年以下の懲役又は 10 万円
以下の罰金 |
| ・ 政治的行為の制限 | | |
| ・ 警察職員等の団体権の制限 | | |